

認定変更申請（届出）書兼家庭状況変更届

西東京市長 宛

※現在届出をしている内容を記入してください。

令和 年 月 日

住所	西東京市 (町) 丁目 番 号			
保護者	氏名	続柄	電話番号(連絡先)①	電話番号(連絡先)②
	氏名	生年月日	在園施設名	第一希望施設(転園申込み)
児童(子)		年 月 日	在園	申請中
		年 月 日	在園	申請中

※認定証の内容に変更がない場合は、家庭状況変更届として取り扱います。

下記のとおり、認定の変更（または届出事項の変更の届出）を申請（提出）します。申請する変更内容の□に☑を記入してください。

□住所	新住所 (町) 丁目 番 号
□電話番号	□自宅 □父携帯 □母携帯 □その他()
□氏名	旧氏名 新氏名
□保護者	旧保護者 新保護者
□世帯員	変更年月日 年 月 日 □婚姻 □離婚 □その他()

保育必要量の変更 ※変更を希望する保育必要量に☑して下さい。

□ 保育時間変更なし □ 保育標準時間 ⇒ 保育短時間へ変更 □ 保育短時間 ⇒ 保育標準時間へ変更

変更理由				
事由	□就労	続柄	変更年月日 年 月 日	変更内容 □就職 □転職 □異動 □復職 □その他()
		詳細	勤務先名称() 電話番号(- -) 勤務先住所() 就労内容(週 日/ 時 分から 時 分まで) 育児短時間勤務: 時 分から 時 分まで勤務 (_____ 時間短縮)	
	□求職活動	続柄	年 月 日付退職	※退職翌日から起算して90日目の月末までに『就労・就労予定・育児休業取得・復職証明書』（書式④）を提出してください。提出がない場合は、退所となります。
	□育児休業	続柄	年 月 日 から 年 月 日まで(予定)	
	□妊娠・出産	出生予定日	年 月 日 (※産前産後休暇中は、保育必要量について「標準時間」か「短時間」かを選択することができます。)	
		出産後の予定	□復職 □育児休業取得(年 月まで) □求職 □その他() (※育児休業を取得する場合は、出産後に改めて育児休業取得日前までに『認定変更申請（届出）書兼家庭状況変更届』（書式⑫）を提出し、育児休業取得後に『育児休業取得証明書』（書式④）を提出してください。)	
	□疾病・負傷・障害	続柄	疾病名・障害名	手帳の有無 □有(手帳 級 度) □無 療養期間 年 月 日 ~ 年 月 日 通院日数 週/月 日
	□介護・看護	続柄	介護を受ける方の氏名	疾病名・介護認定度合等 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 □入院 □在宅 □通院 □送迎 □その他()
	□災害等復旧	続柄	年 月 日 から 年 月 日まで(予定)	詳細 従事先:
	□就学	続柄	学校名等	在学期間 年 月 日から 年 月 日まで 就学詳細 週 日/ 時から 時まで (おおよそ)
□その他	続柄	変更年月日 年 月 日	変更内容	

※この用紙のほかに添付書類が必要な場合があります。詳細は裏面をご確認ください。

添付書類について

変更内容		必要書類
住所(市内転居)		給付認定証
住所(市外転居)		(在園児)給付認定証 + 退所届(書式⑬)
		(申込児)給付認定証 + 保育所入所(転園)申込取下書(書式⑩)
氏名変更		給付認定証 ※離婚後も同居の場合は、ひとり親とみなしません。(世帯分離を行っていても不可) 住民票が別々になった後、改めて変更届の提出が必要です。
保護者の離婚または別居		給付認定証
保護者が結婚した (未届の同居開始を含む)		給付認定証 + 結婚(同居)の相手が保育を必要とする事由を証明する書類 + 課税証明書(※1)
保育必要量の変更		給付認定証 + 変更が必要となる状況が確認できる書類 (下記の必要な書類も合わせてご確認ください。)
事由	就職・転職	給付認定証 + 新しい勤務先の就労証明書(書式④) + 給与明細の写し(手元に届き次第) ※求職活動期間が生じずに転職した場合は、給付認定証の提出は不要です。 ※就労証明書(書式④)は就労開始後に証明してください。
	自営業を開始する	就労状況申告書(書式⑤) + 開業することが客観的にわかる書類(開業届、直近1か月分の帳簿の写し、チラシの写しなど)
	復職	給付認定証 + 復職証明書(書式④-2)
求職活動をする		給付認定証 + 求職活動報告書(書式⑯)
育児休業を取得するまたは延長する		給付認定証 + 育児休業取得証明書(書式④)
出産予定		母子手帳の写し(保護者氏名が分かる部分と分娩予定日記載のページ) (家庭状況により給付認定証の提出を求められることがあります)
疾病・障害		給付認定証 + 保育ができないことが記載されている診断書・意見書または障害者手帳のコピー
介護・看護		給付認定証 + 保護者・同居者状況申告書(書式⑥) + 介護・看護を受ける方の診断書・意見書または介護認定証・障害者手帳のコピー
災害復旧		給付認定証 + 災害被害から復旧する必要があることがわかる書類(り災証明書等)
就学		給付認定証 + 在学証明書 + 日中保育を必要とすることがわかる書類(カリキュラム表等)

※1 西東京市役所で相手の収入が確認できない場合、課税証明書が必要となる場合がございます。詳しくは、保育課へお問い合わせください。

◆注意事項◆

- ・上記以外にも書類が必要になる場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・「変更内容」が生じる前に、こちらの書類「認定変更申請(届出)書兼家庭状況変更届」にて申請又は届出をしてください。
- ・給付認定証以外の書類で、「変更内容」が生じる前に提出できないものは、「変更内容」が生じた後、取得次第速やかに提出をお願いします。
- ・給付認定証紛失のため、添付できない場合でも再交付申請の必要はございません。